

授業実施等に関するアンケート報告書
法科大学院協会
2020 年5月19日

1. アンケート実施期間:2020 年 5 月 8 日～18 日正午
2. アンケート実施方式:Google Form を用いたオンラインアンケート
3. 回答数:40 校(うち、募集継続校 33 校、募集停止校 7 校)
 回答校内訳:定員 60 名を超える会員校 10 校、定員 30 名以下の会員校 16 校)
4. 回答状況

【注記】以下の記述回答は、回答校が特定できる部分について修正し、明らかな文字化け、誤字を訂正した以外は、フォームに記入されているものをそのまま掲載した。

1. オンラインでの授業実施に関するご質問(複数のオンライン授業を併用されている場合には、該当するすべての項目にお答えください)
 - (1) 同時双方向型(ZOOM など)オンライン授業の実施にあたって(同時双方向型授業を実施されていない場合は、(2)にお進みください)
 - ① 同時双方向型授業において、工夫されていることはありますでしょうか。

【記入件数:30件】

事前に学生の通信環境等を確認した。
教員側(専任・兼任なども含め)での予行演習の繰り返し、受講生全員の同意を得て録画。
接続が不安定になる場合に備え、録音データについては後日必要な学生に提供できるようにしている。
Zoom などの FD や学内意見交換、同窓会を通じた学生からの要望苦情の収集。なお、本校のほとんどの授業は同時双方向授業であるため、その授業運営にもっとも力点を置いている。
学生の通信料負担、全体の通信量に配慮し、主として音声のみ、一部画面共有の同時双方向としている。
学生の接続環境への配慮、プライバシーへの配慮。
受講者の集中力の限界に配慮して、内容量を減らす、小分けする。
長時間のオンラインは疲れるという報告があり、いったん休憩をはさみ、その間に小テストなどをすることなどを推奨している。
・通信状況の問題等でオンラインで授業に参加することが出来ない学生があり得ることから、授業時における質疑応答等を評価する形での平常点は成績評価の対象から一律に除外することとした。
・通信状況の問題等でオンラインで授業に参加することが出来ない学生があり得ることから、同時双方向型授業についても録画をし、事後的に学生が視聴できるようにすることを各教員に依頼している。
板書の文字が見えるか否かは、学生の通信環境やデバイスに依存する。そのため、一部学生にとって、板書の字が判別できない場合がある。学習環境の公平性を確保するために、事前にパワーポイントなどの資料を作成している。また、通信環境の状況によっては、授業の映像や音声が途絶するリスクもある。そのため、マイクロソフト Teams を利用した授業では、当該授業を録音・録画している。
Zoomでの同時双方向型授業を実施。 同時双方向型授業で使用する資料を授業日1週間前にオンラインで配布している。
諸事情によりライブで参加できない受講生について、同時双方向授業の録画の視聴機会を提供している。

①春学期開始に先立ち、オンライン授業に関する委員会を設置し、ZOOM の使用方法の講習会および教員向け模擬授業を実施し、学生の通信環境についての実態把握を行った。

②各教員において、板書方法の工夫や学生同士の意見交換の時間を設ける等の工夫を行っている。これらの工夫については、相互授業参観やオンライン授業に関する委員会を通じて教員間の情報共有を図っている。

③オンライン授業中に何らかのトラブルが生じた場合に備え、連絡係の学生を予め決めておき、アプリを通じて教員と学生間の連携を直ちにとれるようにしている。

④本学は小規模校で、従前から学生と教員、学生同士の距離が近かったこともあり、学生から教員へ要望をしやすい、学生同士の助け合い等により、そのメリットをオンライン授業においても生かすことができている。

説明・質疑応答のスピードに気を配ること・資料の提示（画面共有）のタイミングに注意すること。

通信障害などによって授業に参加できない学生のサポート。

画面共有機能を使い、リアルタイムで板書し、授業後に pdf で配布している。必要な資料を画面共有している。

授業後に課題を課して添削を返却し、Google フォームを使って理解度を確認したのち、不足していると思われる事項については補足のレジュメや解説を配布している。

学生に積極的に質問している。

授業で使用する資料を事前にメール等で配信し、授業中は資料を画面共有し、書き込んだ内容を含め、終了後再度、資料配信をしている。また、黒板に見立てたボードを手元に用意し、ボードに書き込んだ内容を、画面を通して共有している。

ZOOMで授業を行っているが、共有画面でパワポなどの資料を活用している。

全学的に Webex による遠隔授業を実施し、教育支援システムで受講生に発信できるようにしていますが、法科大学院ではさらに TKC 教育支援システムを非常勤講師も含めて利用できるようにしており、レジュメ・資料の送付、課題の提出、質問の受付等に役立てています。本法科大学院では、4月24日(金)より遠隔授業を開始しましたが、2週間を経過した時点で各教員に遠隔授業に関するアンケート調査を実施しましたので、以下は、その回答によるものです。なお、本法科大学院では1クラスの学生数が多くても10人程度です。授業の進め方については、各教員が様々な工夫を凝らしています。最も多い回答は、はっきり、ゆっくり話すことを心掛けているというものでした。少人数ですので、マイク・ミュートの解除を促しできる限り双方向のやり取りに努めている授業、メリハリをつけるために90分を3~4つに区切り区切りごとに説明・質問・回答というセットで進めている授業、チャットを活用して質疑応答を行っている授業、ホワイトボードを使用している授業などがみられます。

同時双方向型オンライン授業にあたり、基本的に zoom を用いている。その上で、次のような工夫がなされている。

(イ) 受講者側の通信容量との関係で全授業、全時間帯を zoom での利用を行うことには困難があることから、通信量を抑えることができるその他の方法も併用している。

(ロ) zoom を用いてる行われる部分については、適宜、ブレークアウト機能を用いて、受講者の主体性を損なわない工夫をしている。

(ハ) 通常2クラス開講のところ、通信状態の公平の観点等を踏まえ、必要に応じて、1クラスにまとめて開講する等の措置をとっている。

- ・画面共有を活用するなどして、学生が消費するデータ容量を最小限にすることにしている。
- ・経済的事情によりネット環境を自ら整えられない学生には、大学がポータブル WiFi を貸与している。
- ・自室が（仮装背景が機能しないため）映ることに抵抗のある学生がいることから、カメラの使用は教育上必要な限度でのみ行う（教員がカメラ映像を必要ないと判断した場合にはカメラは使用しない）よう配慮している。
- ・学生同士の双方向性を維持するため、授業システム内部に、科目履修者が相互に意見を交換することができる掲示板を開設している。
- ・オンライン授業は録音し、ネット接続トラブルが生じた学生には別途録音を配信している。

1. 授業の実施方法は各担当教員の判断に委ね、ツールを最大限に活用して同時性・双方向性を引き出している授業もあれば、対面式授業に戻った場合を想定し板書等を用いた授業もあり、受講生には多彩に思われているようである。
2. 受講生の理解度を把握するために、質疑応答はより頻繁に行い、積極的な声かけも行っている。授業終了後に、質問等への対応に加えて、会話の機会を設けるなどしている。
3. 受講生のプライバシーに配慮し、カメラのオン・オフの判断は受講生に委ね、又 Teams では受講生が他の受講生の氏名・学生番号を確認できる問題があるので、それを濫用等に対する警告なども行っている。
4. 受講生の情報環境は事前に確認したがうえで、1週間のウォーミングアップ期間を本格実施の前に設けた。なお、受講生でその後情報環境が変わった者には機器の貸与等のフォローも行っている。
5. 授業の実施状況は、録画をすべての授業につき教員にお願いしているが、同時に、担当事務が授業の配信先に入り、授業の開始・終了を確認するとともに、授業時に生じたトラブル等に直ちに対応できる体制をとっている。

事前に接続テストを行い、アクセス可否や通信状況を確認した。

できる限り、学生側の発信を確保すべく、事前課題の予習とその提出、学生の発言機会の確保、教員への直接質問と回答の機会確保等に配慮している。

同時双方向型の授業を実施する場合でも、PC 環境に問題をかかえている受講生がいることもあり、その場合には、自主学修の指示によって、対応することにしている。また、授業ごとに授業実施報告書を授業担当者から提出してもらい、授業の実施状況について組織的に把握するようにし、必要に応じて、教員に向けて授業実施上の注意事項を伝えている。

- ・全員が必ず1回は発言するように、数多くの質問を準備していること。
- ・できるだけ全員に発言させるようにしている。
- ・教材の該当箇所を繰り返し告知していること。
- ・未だ ZOOM に慣れていないため、ネット上にある先人の授業の際の工夫を取り入れることにしている。例えば、質問の際は、学生にカードなどで合図してもらう。手持ちのホワイトボードを使用して説明するなど。
- ・順次、個別面談を実施中。
- ・事前課題の提出を「要請」している。
- ・授業を欠席した学生には、その授業の録画を配信する。授業の積み残しについては、フォローアップの動画を作成して、全員に配信できる。また、動画自分でチェックすることで、授業を改善するきっかけにもなる。
- ・映像を通しての授業は双方向とはいえどうしても単調になりがちであり、学生の集中力を維持させるために共有機能を使って教材や添削答案を提示したり、ホワイトボードを使って説明したりしている。

<ul style="list-style-type: none"> ・学生が確実にオンライン授業に参加できるように、事務局で一括して予定を設定している。 ・学生の通信量負担の軽減のため、学生側のカメラはオフにして、教員側は画面共有などを利用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・資料配信型とされている掲示板機能(TKC教育支援システムのディスカッション機能)を併用し、文章の形での理解を確認したい場合は、そちらを使用してよいようにしている。 ・教室での授業のように質疑応答や理解確認が閑達にできないことを想定して、レジュメとパワーポイントにナレーションを入れたものを事前配布して十分な予習ができるようにしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての受講者が同時双方向型授業に参加可能な通信環境にあることが大前提であることから、授業開始に先立ち試行テストを複数回実施し、その時点で通信環境の準備ができていない者を全て把握した後、それらの者一人一人と連絡をとり、個別に対応して全ての受講者の通信環境を確保した後に同時双方向型授業を開始した。 ・当初録画配信型(オンデマンド型)授業として開始した授業であっても、教員受講者双方が同時双方向型授業に慣れ、その効果を実感したことから、順次同時双方向型授業へと切り替えていった。 ・受講者の通信環境が様々であり、通信トラブルが避けられないことから、受講者全員の同意のもとに授業を録画し、視聴できなかった受講者に限り授業後の録画視聴を認めている。 ・オンラインであることから質疑応答に若干多くの時間を要することとなるため、授業内容を工夫している。 ・例年新入生のみを対象として教員との懇談の機会をもうけているが、対象を全在籍学生及び修了生に拡大し、同時双方向型授業ほかについて意見・要望を聞く機会をもうけた。 ・毎学期実施している授業に関する中間アンケートにつき、オンライン・アンケートで実施することで回答時間が多く確保し、アンケート項目も同時双方向型授業に焦点を当てたものとした。
<ul style="list-style-type: none"> ・端末及び通信環境及びプリントアウト環境が十分でない学生がいることを考慮し、配付資料ファイルを少なくすること。 ・早めに講義資料をアップすること。 ・事前、事後の質疑応答等の機会を、チャット、掲示板、メール等の方法で確保、充実させること。 ・インターネット通信環境にない学生や回線・機材トラブルを想定して、同時双方向型授業を録画し、大学が契約しているクラウドにアップロードし、事後に受講をすることを可能とすること(そのため同時双方向型授業配信時に出席をとることはしないこと) ・学生が各自利用している端末にカメラがついていないこと、地域の電気店でカメラが品切れとなっていたこと等を踏まえ、学生のカメラをオンとすることは要件としないことを定めたこと。 <p>基本的には、各教員の工夫に任せており、短期間で集計することは難しいので、回答を控えます。なお、全体としての工夫として、FDのためにSNSを用いた情報共有の場を作るなどしております。</p>

② 同時双方向型授業において、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:34 件】

学生の通信環境
教師の力量、受講生側の受講環境(PCを持っていない、通信回線が貧弱等)
当初、接続方法が分からなかつたり、接続に手間取る(Zoom 側のセキュリティの関係)などのトラブルが生じたが、2週目からは特にトラブルはない。
Zoom などを通じて学生に作業を指示した場合、シラバスシステムに一斉に学生がアクセスすることによ

り、同システムが遅くなる現象が一番の課題。Zoom などで時々接続が不安定になることはあるが、録画をするなどして大きな問題にはなっていない。
学生の受信環境の整備(問題はほぼ解消された)
接続環境が悪い学生からの音声を聞き取りにくい場合がある。
まだ実際の授業が行われていないので、よく分かりません。
通信回線の安定性。
<ul style="list-style-type: none"> データ量の問題からか、授業によっては、たびたび接続が中断する(今のところ、長時間にわたっての中止は報告されていないが、メール等で緊急の際は連絡をとることにしている)。 1名、カメラ付きパソコンがないという学生があり、やむを得ず、音声のみの授業を受けてもらうことにした(その後、大学から全学生に一律 5 万円の給付、有料(9000 円)のパソコン貸出しも行うことになったが、当該学生がカメラを準備できたか不明)
<ul style="list-style-type: none"> 出欠を成績評価の一要素とする場合、正当な欠席事由をどの範囲で認めるべきか、担当教員に一任すると、判断が区々となることがありうるため、一定の判断基準を示すことが求められているが、様々な事由(介護、子供の世話 etc)が申し出られており、どのように線引きするかが課題となっている(一定の方針を執行部において示し、最終判断は担当教員が行うこととしたが、その判断基準に対しては異論もある)。
学生の通信環境がまちまちなので、大学から一定の授業方法を強制することが物理的に困難な場合がある。例えば、映像を常時利用する場合、学生個人の通信利用に負荷をかけることになる(=学生個人が負担するパケット通信料が高額になる)。そのため、やむを得ず、学生各自の映像をオフにする場合がある。ハウリングを防ぐために音声も発言時以外はオフにしているため、学生の映像がないと、コンピューターに向かって話をしているような(教員にとって)未経験の授業形態となる場合がある。もっとも、遠隔授業開始後、従来以上に頻繁に質問をすることにより、上記のような場合でも、授業の双方向性は確保できることもわかった。学外にいる学生のオンライン環境を統一するための資金的裏付けがない以上、教員の創意工夫で乗り切るほかないと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> Zoom を用いているが、(1)遠隔講義中、学生側の画像を ON にする必要があるか、(2)通信事情の支障により遠隔講義に参加できなかった(音声伝達の不良等も含む)学生に対しては、遠隔講義の録画の視聴をさせることとしているが、その方法をどうするか(ストリーミングによるか・ファイルのダウンロードを認めるか、録画に学生の画像・自室映像等が含まれる場合は特にどの程度の流出対策を講じておくべきか)、といった問題がある。なお、(1)は OFF でもよい(あるいは OFF をデフォルトとする)、(2)は Youtube に限定公開・非公開でアップロード、の方向性で考えている。 2.の問と同じ問題だが、授業中の小テストをどのようにして実施するか。
学生の通信機器・通信環境の確保。ICT に不慣れな学生への対応。
学生の通信環境整備費用については、基本的に各学生の負担となるため、今後も課題が残る。また、学生の生活環境によっては(例えば兄弟姉妹と同居していて、授業での音量等に気を使う、授業中発言しにくいなど)、授業を受けにくい環境下の学生がいる。
学生の理解度をどのようにチェックするか。
通信環境が整っていない学生があり、受講しているがアクセスが途切れことがある。
双方向多方向の議論が十分に成立しづらい。1対1の質疑の繰り返しにならざるを得ない。
教室がいつ使用可能になるか見通せない状況下、学期末試験は行わないこととしたが、授業内での即日起案を実施できないか、悩んでいる。

配信中に接続不安定になり、会話が途切れたり、画面操作に時間がかかり、時間的なロスが生じることがある。次の授業の準備があるため、時間延長が難しい。

通信回線の安定性。

一番困っていることは、原則カメラオフであるため、学生の反応がつかめないということですが、学生のプライバシーに(技術的に)配慮しつつ任意でカメラオンで進めている教員もいます。また、学生の反応をうかがいながら進めると授業の進度が遅くなることが多いとの指摘もあります。さらに、授業中に問題を配布してメールで回答させるという方法をとると、操作に手間取る学生がいて、それを持つ間に時間を浪費してしまい現実的ではないという回答もあります。

授業期間中の小テストなど成績評価に直結する学力検査を厳正に実施することができない。

(イ)上記(1)①(イ)に示す工夫を求められるように、受講者のなかには、利用できる通信容量が十分でないものがいること。

(ロ)同時双方向型授業を受講する上で必要となる器材が十分ではない場合のこと。(比較的多くの受講者がノートパソコンでノートをとる一方で、授業の視聴等はスマートフォンを利用することになり、画面が小さいため、十分な情報を視認することができないことがある。)

(ハ)同時双方向型授業を成立させるために、補助的な教材を PDF 等の形で配信し、印刷をしてもらおうにも、利用できるプリンターが手元にない場合が少なからずある。また、保秘が必要な資料を受講者に届けることが容易でない場合がある。

・安定的なネット接続環境が授業出席者全員について、常時維持されること

1.受講生も教員も PC の画面に長時間釘付けになる状況で、視力の低下等の身体上のトラブル、心身の疲れ等が授業実施 1 ヶ月経たないところから見て始めており、今後の授業運営や学修に対する影響が計り知れない。授業の途中で若干の休憩を入れ、画面から視線を外し、身体をほぐすように指導している。

2.受講生は、授業の録画をうまく利用している側面もあるが、あとで確認すればよいということで授業時における集中度や疑問点を提示する反応度が下がっている。単純にいえば、横着な学習態度を植え付けないか、促進しないかが気がかり。

3.教員からは、受講生の表情等が把握できないために、対面式での微妙なやりとりによる授業進行の調節ができずに、教育効果に疑いをもちつつ最善を尽くせないもどかしさがある。

受信側の受信容量・受信速度(PC性能、プロバイダー契約内容 etc)

対面授業に比べて、学生の反応の把握がやや難しい。

学生の通信環境に対する危惧は依然として残っている。

受講生の PC 環境に差があり(たとえば PC をもっていない、通信容量が十分ではないなど)、どうしても個別対応が必要になるが、受講者の PC 環境の問題がさまざまであるために、個別対応しきれず、また、問題を解決するための十分な組織体制を組むことができない。

・板書しながらの説明ができず(パソコンのホワイトボードは余計な時間がかかるてしまう)、時間軸に沿った説明がしにくい。

・一部の学生の顔の画像だけでは(全員を表示できない)、理解しているのかどうか、リアクションがわかりにくい。

・いくつかの教材を切り替え、共有機能で提示しているが、学生側でどのような画面表示になっているのか確認できない。

・対面授業と比較すると、相互情報量は6割程度ではないだろうか。学生の反応に応じて、臨機応変に、そ

<p>の場で適切な事案を提示するなどの作業が困難である。ホワイトボードで図を使って説明しているが、非常にやりにくい。また、学生がどの程度理解しているかなどの反応が、こちらに伝わりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 念入りな授業計画を作成し、事前の録画配信と併用し、また使用する画像なども予め作成しておけば、それなりに効果も上がるだろうが、今回のような急遽対応した場面では不十分さが際立つ。 10人程度であれば毎時間、全員に発言させることは可能だが、それ以上になると難しそう。 学生から、レポートが多いという苦情がある。教授会としてなんらかの調整が必要かもしれない。 実際に対面して授業するのと異なり、ZOOMによる授業では、お互いに微妙なニュアンスが伝わらないので、学生とのコミュニケーションを図るのが難しいです。教員と学生の双方が、ZOOMによるコミュニケーションに習熟する必要があるように思います。 共有中にフリーズすることがある。あれこれ提示してしていると操作が煩雑になりテンポが悪くなる。 期末試験は司法試験の論文試験にならって実施しているが、オンラインでは参照制限ができないため筆記試験に代わるような試験は事実上できない。
<ul style="list-style-type: none"> 学生側のカメラをオフにすると、反応が分かりづらい。
<ul style="list-style-type: none"> 学生側に環境整備のための出費等(ツール、デバイス、印刷環境の整備のための費用)を強いることになってしまふこと。
<p>成績評価において授業の欠席が厳しく評価されるところ、授業への不参加が通信トラブルによるものか否か判断できず、厳正な成績評価ができるかが課題である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 全学生が満足な通信環境・機器を有しているわけではなく、スムーズな動画・音声で受講できているわけではないこと。 上記工夫の裏面として、配付資料に事実上の制約が生じること。 学生のカメラをオンにしてもらい反応を見ながら授業をすることが難しいこと。カメラをオンとすることを要件としなかったため、教員が「(回答するときなど)もしよければカメラをオンにしてください」といつてもカメラをオンとする学生はほとんどいないこと。 また、学生の反応を見ることができないため、突っ込んだ質問が難しいこと。
<p>(他のオンライン授業にも共通しますが) 学生の学習姿勢を把握するのが難しく、また問題のある学生に対する対処方法も限定的になってしまふ問題があります。教室で顔を合わせる機会がないため、メール等で連絡が取れず、学生にアクセスできないこともあるようです。</p>
<p>また、当初は非常勤教員に対するサポート体制が課題となっていました。もっとも、これは授業開始後1ヶ月半となった現在、ほぼ解消していると考えております。</p>
<p>学生のPC・ネットワーク環境のない学生や Zoom 実施でのセキュリティ面で不安のある学生への個別対応、学生間での問題により顔出しを希望しない学生の出席管理。</p>

(2) 録画配信型(オンデマンド型)授業の実施にあたって(録画配信型授業を実施されていない場合は、(3)にお進みください)

① 録画配信型授業において、工夫されていることはありますでしょうか。

【記入件数: 18 件】

録画ではデータ通信料が高額になる恐れがあるため、まず録音データを配信することとした。授業によっては、録画データをクラウドストレージにアップしておいて、リンク先の URL を学生に示して視聴させていく。

既存の授業録画配信システムを活用している。現時点で、本校で録画配信型授業を行っている科目は 2 科目しかない。
緊張感と集中力が持続するよう話し方を工夫している。
教室で録画撮りする場合は、ボードの文字を大きめに書いている。話し方をなるべく一定にするよう、気を付けている。学生に普段質問しているところは間をあけて視聴する学生の答える時間を促すようにしている。
受講者の集中力の限界に配慮して、内容量を減らす、小分けする。
・録画配信型授業のための TIPS(90 分を 1 本のファイルとせず、項目ごとに細切れにする方が学生が集中して視聴する傾向がある etc.) を共有するようにしている。
・授業内容について学生が質問をする機会を保障するため、あらかじめ質問がある場合の教員へのアクセス方法について、学生に周知をするよう各教員に依頼している。
学生が録画配信型(オンデマンド型)授業を視聴する際に、分かりやすいよう PowerPoint や掲示を動画作成時に工夫している。授業で使用する資料を録画配信日程の 1 週間前にオンラインで配布している。
教員と学生の質疑応答や意見交換の機会の確保
・大学全体の WEB 学修支援システムで、授業教材を提供し、学生に適宜、コメント・ペーパーを出させ、理解度を確認している。
原則としてリアルタイムでの同時双方向型授業を実施していますが、学生の受信環境の不具合などの必要性がある場合は、録画をとって保存しておくことも行っています。
(イ) 動画を比較的小さい時間単位に分割して配信している。 (ロ) オンデマンドでの動画配信を中心とする場合にも、何らかの方法で同時双方向的なコミュニケーションの手段を併用している。(大学本部が用意する学習支援システム上のフォーラム機能, Google 社が提供する Google Classroom, チームコミュニケーションツールである Slack, 等) (ハ) 上記(ロ)とも関連するが、配信された動画が授業担当者の計画通り視聴されているか(またはどの程度視聴されたか)を確認するような方法が講ぜられている。(簡単な確認程度の設定、提出物の要求など。)
・課題の設定、小テストの実施、掲示板の利用などにより、双方向性・他方向性の確保を図っている。 ・学生が録音をダウンロードせずに聴取できる方法を採用することにより、授業の内容が第三者に漏洩するリスクを低減している。
学生が理解しやすいよう授業録画の視聴と講義資料を組み合わせる等、工夫している。
長時間にわたって学生を画面や音声に拘束するのではなく、課題の提出や質問機会の確保等による補完している。
PC 環境の問題をかかえている受講生がいる場合には、自主学修の指示によって、対応することにしている。また、教員が個人で録画配信型授業を実施できるよう、マニュアル(録画の手順とアップロードの手順を説明したもの)を作成し、全教員に配布した。さらに、授業ごとに授業実施報告書を授業担当者から提出してもらい、授業の実施状況について組織的に把握するようにし、必要に応じて、教員に向けて授業実施上の注意事項を伝えている。
・できるだけ対面の雰囲気を出すこと。放送大学のテレビ授業が反面教師。 ・できるだけ動作を大きくする等をしているが、それでも受講する学生は退屈であろう。工夫としては、講義後、毎回、レポートを出させることくらいか。多くはないが、レポートの提出にあわせて、質問がきてい

る。これはありがたい。質問者には直ちに返答しているが、ある程度まとまった段階で、全員に回答を周知する予定である。

・資料配信型とされている掲示板機能(TKC教育支援システムのディスカッション機能)を併用し、文章の形での理解を確認したい場合は、そちらを使用してよいようにしていること

録画配信型授業にあっても、正規の授業時間中にチャットによる質疑応答を組み合わせるなどして双方向型授業の理念を実現している。

事前、事後の質疑応答等の機会をメール等の方法で確保、充実させること。

基本的には、各教員の工夫に任せており、短期間で集計することは難しいので、回答を控えます。なお、全体としての工夫として、FDのためにSNSを用いた情報共有の場を作るなどしております。

原則として、当初の時間割どおり受講し、学習ペースを一定に保てるよう閲覧開始日を指定、出席に代わる課題や授業支援システム上の掲示板に授業内容についてのコメントを入力させることで、出席を管理。

② 録画配信型授業において、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:22件】

動画ファイルが大きいため、シラバスシステムにアップした場合の同システムの不安定さの原因となっているようである。

学生には聴取したことのレポートは課しているが、どの程度集中して聴取できているかわからないこと。

学生通しの議論の時間の確保などを別途ウェブ会議を設定して補っている。

通信量が大きいので、学内のシステムへの負担がかかっている。

配信期間をどうするかは担当者に任せているが、長期間公開するのが望ましいとしても、その場合は、学生がまとめてみようとして見ないといった事態が心配されている。

録画ファイルのアップデート方法については概ね各教員において対応いただけているようであるが、個別の細かな設定(視聴可能期間の設定、視聴確認の設定 etc.)については、必ずしも各教員において十分なリテラシーがないケースもあるが、十分なサポートをするだけのマンパワーがない。

録画配信型(オンデマンド型)授業において、事前の授業資料作成も含めて 録画作業に時間がかかり負担となる場合がある。

学生が定期的に録画を閲覧すること。

・上記システムにおける容量の確保。

・動画教材の作成の時間と労力。

・学生の通信環境の把握と支援策。

・出欠確認の方法。

・平常点評価の方法。

・期末試験の実施方法。

今のところ問題は出ていません。

(イ)本格的な授業開始後、大学本部が用意する学習支援システムの能力が、十分な余裕のあるものでないことが明らかとなつたため、収容する動画容量を抑えるということが課題となっている。

(ロ)その他、補助的な教材等の配信につき、同時双方向型授業の場合と同様の課題がある。

・現時点で、とくに検討すべき課題は明らかになっていない。

授業担当教員の授業録画にかかる負担増。

作成した授業録画データの編集・圧縮作業量が極めて膨大。 対面授業に比べて、学生の理解度の把握が難しい。 対面授業に比べて、学生が質問でき、学生間で意見交換をする環境を構築することが難しい(特に新入生)。フォローアップなど遠隔授業を別に行う必要あり。
学生の通信環境に対する危惧は依然として残っている
受講生の PC 環境に差があり(たとえば PC をもっていない、通信容量が十分ではないなど)、どうしても個別対応が必要になるが、受講者の PC 環境の問題がさまざまであるために、個別対応しきれず、また、問題を解決するための十分な組織体制を組むことができない。
<ul style="list-style-type: none"> ・履修者が必ずしも自分側のカメラをオンにしてくれず、むこうの様子が一見明白でないこと。 ・オンライン授業の性質上、プライバシー保護を口実にすることもできるよう、カメラオンを強く求められず、結果として、質疑等にも支障を来す。 ・準備と録画に非常に時間がかかっている。慣れていないためもあるが、些細なミスが気になって取り直すことがある。結局、撮り直しを2回したこともある。 ・学生からの反応を得られない。学生が受講していることさえ分からぬ。
・録画を見直すのは自分の授業を見直す上でも良いことではあるが、時間がかかりすぎる(その点では、TKC教育支援システムのディスカッション欄を見直す方が一覧性がある。)。
同時双方向型授業と比べると、学修へのモチベーションを維持しづらいとの受講者の意見がある。
学生から、録画の視聴が機器及び通信環境との関係で思ったより負担になるとの声がある。
(1)(2)(同時双方向型)と同様、学生の学習姿勢の把握が問題となっています。
各科目での出席に代わる課題の負荷の把握(学生からは通常授業よりも課題が増えたとの声があった)。

(3) 資料配信型授業(講義資料(スライドなど)を視聴して、メールや掲示板などで質問や議論を行う)の実施にあたって(資料配信型授業を実施されていない場合は、(4)にお進みください)

① 資料配信型授業において、工夫されていることはありますでしょうか。

【記入件数:7 件】

本校では、資料配信型授業は、自学自習型授業と同じカテゴリーとして分類されている。現時点で、本校で資料配信型授業を行っている科目は3科目しかない。通常授業時間に合わせた資料の配信や小テストの実施(時間割に従った学習態度の涵養)、資料について通常よりも細かく解説するなどの工夫が行われているとされる(*後述(4)①)。
受講者の集中力の限界に配慮して、内容量を減らす、小分けする。
録画配信型授業の場合と基本的に同様。
学生が理解しやすい教材作成に努めている(スライドごとに音声を録音するなど)。
PC 環境の問題をかかえている受講生がいる場合には、自主学修の指示によって、対応することにしている。また、授業ごとに授業実施報告書を授業担当者から提出してもらい、授業の実施状況について組織的に把握するようにし、必要に応じて、教員に向けて授業実施上の注意事項を伝えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板機能(TKC教育支援システムのディスカッション機能)を使う際に、投稿内容が整理されるように、授業前にディスカッション項目をいくつかに分けるようにしている。履修生の全員が何らかの意見を投稿できるという意味では、この機能は優れている。 ・民法演習Ⅰ、民事法応用演習Ⅰは、毎回、起案を提出させ、添削して返却し、併せて解説メモを配布して、

メールで質問を受ける形式で進めているが、オンライン用に、当初のシラバスを若干修正して、配布した。可能な限り丁寧な添削を心がけている。

・これまで授業中に口頭で話していたこと、例えば、民法演習を行う意味、答案骨子作成の意味、答案を作成する際に意識すべき事柄など、授業全般に通ずるような内容を、改めて文書化し、配布している。今後も、演習や司法試験に向けた学修にとって重要、役に立つと思われる事柄を文書化して、配布したいと考えている。

・各回の課題について、その回の解説メモを配布するだけでなく、そこに現れた特定の条文に関する解釈論、判例に現れた規範、本年4/1に施行された改正民法のポイントなども、学修の用に供するための参考資料として、作成・配布できればと考えている。

事例問題の解答を1週間で作成してもらい、それを添削してできる限り速やかに返却するようにしています。

② 資料配信型授業において、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:8件】

パワーポイント資料に音声をつけた場合のファイルの大きさ、学生の授業への取り組みの把握など。

資料の作成に時間がかかる

資料数が多くなる場合の配信方法(当面は郵送している)。

録画配信型授業の場合と基本的に同様。

対面授業に比べて、学生の理解度の把握が難しい。

対面授業に比べて、学生が質問でき、学生間で意見交換をする環境を構築することが難しい(特に新入生)。フォローアップなど遠隔授業を別に行う必要あり。

受講生のPC環境に差があり(たとえばPCをもっていない、通信容量が十分ではないなど)、どうしても個別対応が必要になるが、受講者のPC環境の問題がさまざまであるために、個別対応しきれず、また、問題を解決するための十分な組織体制を組むことができない。

掲示板機能を使う工夫の結果、学生から同時多発的に行われる質問に対応することが困難になることがあり、結果として、ディスカッションの中身が薄くなってしまうことがある。また、履修生全員が投稿できるというメリットの裏面として、深い議論を期待する履修生にとっては、不満が残ることになる。

やはり口頭での説明の必要性を感じています。

(4) 自学自習型授業(教科書による自習を中心として、メールや掲示板などで質問や議論を行う)の実施にあたって(自学自習型授業を実施されていない場合は、(5)にお進みください)

① 自学自習型授業において、工夫されていることはありますでしょうか。

【記入件数:4件】

資料配信型授業欄(*前述(3)①)を参照。

質疑応答の機会を確保すること

本学では実施していない。

一方的に自主学修を指示して(あるいは課題を出して)終わりにするのではなく、授業回ごとに、必ず教員と学生の間で双方向のやりとりをするようにしている(たとえば、レポートを提出させ、その後、個別添削して返却したり、全体講評を行うようにしている)。また、授業ごとに授業実施報告書を授業担当者から提出し

てもらい、授業の実施状況について組織的に把握するようにし、必要に応じて、教員に向けて授業実施上の注意事項を伝えている。

② 自学自習型授業において、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:4 件】

資料配信型授業欄(*前述(3)①)を参照。
対面授業の効果を得られるかどうかは、課題として残されている
本学では実施していない。
レポートの提出を求める授業が多いためか、対面授業の場合よりも、やや学生の授業負担が重くなる傾向にある。

(5) 臨床法学教育の実施にあたって

①オンラインでの臨床法学教育を実施(または検討)していますでしょうか。

オンラインでの臨床法学教育実施の有無	度数	%
実施(または検討)している	23	57.5%
実施していないし、今後も予定していない	17	42.5%
合計	40	100.0%

②①で実施(または検討)しているとお答えの場合にお尋ねします。どのような形で実施(または検討)されていますでしょうか。

【記入件数:23 件】

導入部分をオンライン(双方向)、実施時期を後ろ倒し。
Zoom を使ってリアルタイム授業で実施している。完全に双方向型授業を実施中。
同時双方向授業形式で行う予定だが、今後さらに細部を詰める予定。
zoom による Live 形式。
基本的には法文書の作成を中心とした授業とし、実務上電話会議システムが導入されている手続に関しては、Zoom を利用したオンライン会議として学生に実演させるという形式で実施する予定です。
Zoom を利用する。
リーガルクリニック(本来、外来者の法律相談を実務家教員とともに受けすることを前提にした授業)は、選択必修のため非開講にできないが、大学が封鎖されてしまい、相談予約者が来校できなくなった。そのため、やむを得ず、従来の法律相談の記録を用いて、授業を行っている。
依頼者の同意を得た上で、Zoom 等のリアルタイム配信システムを用いて実施することを予定している。
訴状などの起案を授業支援システムやメールにより提出させることを前提に、マイクロソフト Teams を利用して、双方向の質疑応答を行っている。
模擬裁判(民事)については実施している。模擬裁判(民事)は ZOOM のビデオ会議を利用して、模擬裁判の各手続を実施する予定である。
リーガルクリニックについては検討している。リーガルクリニックについては、ガイダンスや、事件についての打合せを ZOOM 会議により行う予定である。
エクスターンシップについては今後実施することは考えていない(但し、集合学修については検討してい

る)。 エクスターんシップについては、研修前のガイダンスや、研修後の発表会といった集合学修を ZOOM 会議により行う予定である。
実施の可否、実施方法について検討中です。
同時配信・録画配信・資料配信の組み合わせによる。
オンラインによる同時双方向型で実施している(模擬裁判)
Google Meet を使った同時双方向型授業を実施している。
前半は座学で対応できる授業を Webex で実施中。後半は状況をみながら対応を検討する。
「リーガル・コミュニケーション演習」担当教員の回答によれば、遠隔授業においては、まず、授業開始時にアイスブレイクの時間をおいて学生の自由な発言を求め、授業終了時にも雑談の時間をとて支障のない学生にはカメラオンで双方向・多方向のやり取りをしているほか、ミニレポートの提出を求めて授業の感想を聞き次の授業に生かして改善に努めているとのことです。また、今後の法律実務では、Web 会議ツールの導入が進むはずであるので、利用に慣れることには大きなメリットがあるという前向きのメッセージを伝えているとのことです。
同時双方型授業を中心に、併用して様々な方法がとられている。
法律事務所・企業側からオンラインでの実施の申し出があることを前提に、自宅での資料検討や起案等を中心にオンラインで指導していただく形で実施することを検討している。
オンライン授業、及び、可能な期間内で実施時期繰り下げ
法案文の作成といった、文書でのやり取りが中心となる作業について、エクスターんシップ派遣先としてセンターとなる弁護士と協議し、メールやZOOMでの会議により授業を進める。
刑事模擬裁判について、オンラインで実施している。現在は、公判準備手続であるため zoom での講義とメールでの起案の提出で代替実施できている。問題は、ロールプレイであるが、証人尋問・被告人質問などの公判実演についても、zoom を使って実施すべく準備している。
オンラインでの課題提出や対面に代わるオンラインでの協議等の方法と、三密回避等の厳格な管理の体制のもとでの対面型研修を組み合わせての実施を検討している。
模擬裁判については、オンライン授業にて実施。
エクスターんシップについては、＊＊＊(自治体名)による自粛要請や大学本部による実習授業見合わせの判断が解除されることを条件に、夏休み中に実施予定。

③ ①で実施(または検討)しているとお答えの場合にお尋ねします。オンラインでの臨床法学教育の実施または検討にあたり、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:22 件】

検討中。
学生が、自宅で自室がなく発言等ができないことや、下宿のネット回線が細く、通信状況が不安定になりがちになること。前者については、チャット機能を使ってキーボード入力で質問を受け付けたりして対処している。
現時点では、細部の実施方針未確定のため、不明
複数学生との双方向・多方向での議論は、接続環境が悪いと非常に聞き取りにくい面がある。
例えば、被告人との接見や公判手続等、関係者同士が直接顔を合わせて行う必要のある手続を実演することが困難であるなど、特に臨床法学教育にとって重要な内容がオンラインでは実現困難であるというこ

とが挙げられます。

学生の主体的参加をどのように確保するのか

まったく未知の相談者に対応するという、授業の目的の一部は実現できない。

法律相談等についてはできれば依頼者と対面で実施することが望ましいことから、秋学期の実施を模索したが、臨床法学教育科目(とくに、リーガルクリニック)については、付設法律事務所の弁護士や非常勤教員の助力を得て実施しているため、その業務との関係で実施時期を移すことが困難との申し出があり、春学期にオンラインで実施することとし、また、一部科目については開講を見送ることになった。

夏休みに実施する模擬裁判について、オンラインにより、法廷における弁論等が実施できるのか、検討を要すると考えている。

民事模擬裁判について、争点整理手続に関しては裁判のIT化の議論もされており、現状でもある程度対応可能だと思われるのに対して、尋問手続に関してはIT化の議論でも範囲外とされており、オンラインに馴染みにくいと思われることから、教員間でも検討すべき課題となっている。

リーガルクリニックについては、事件記録の閲覧をオンラインで行うことは難しく、何度も法律事務所又は法科大学院に学生に来てもらわなければならない、と考えている。エクスター・シップについては、多数の法律事務所や企業、自治体に学生を受け入れもらっているが、オンラインでやってくれと各派遣先にお願いするのは先方に多大な負担をかけることから不可能と考えている。

法律事務所・会社法務部におけるオンラインでの臨床法学教育が可能か、教育効果を期待できるか。

ローヤリング・クリニックをどのように行うか。

現在のところ、特に問題なく実施されているが、課題等は今後検討の予定である。

臨床法学教育をオンラインを使用し、どこまで科目の目的・目標を達成できるか。

基本的にはカメラオフなので学生の反応がつかめないが、カメラオンでも学生のプライバシーが守られるような方策(画面の背景処理など)は可能ではないかと考えています。当該科目は、本来、シミュレーション(ロールプレイ)により進めていくが、遠隔授業では実施困難であるとのことです。

同時双方型授業の場合と基本的に同じ。

・少なくとも1、2日は直接対面での指導を伴わなければ、「臨床」「実習」とはいえないのではないか。すべてオンラインで実施した場合に、これを臨床法学教育と位置づけてよいとすれば、それをどのように根拠づけるか。

・セキュリティの確保。zoom等のセキュリティのほか、資料の受け渡しをどうやって行うか。そもそも、秘密漏洩のリスク回避の観点から自宅で資料を検討させることを認めてよいか。

・オンサイトでの実施ができない状況で、派遣先の一部がオンラインによる臨床法学教育を受け入れない場合には、オンラインによる実施ができた学生と、できなかった学生との間の公平性確保をどうするかが問題となる。そうすると、基本的にはオンサイトでの実施が可能であることを前提に、特にオンライン実施の申し出が受入先からあった場合にオンラインで実施する、という方向でしか、オンラインの実施はできないのではないか。

履修者を集めた模擬裁判等の実習に相当する授業内容をどのように構築し、オンライン授業により完結させるかが大きな課題である。

本年度は離島法律相談を必ず実施する予定であったが、離島法律相談の場合、遠隔で行うとしても、各々の地点には人を集め必要があり、クリニックとしての実施は困難である。生のクライアントからの事情聴取の訓練という意味では、オンラインでの実施にはやはり限界がある。

刑事模擬裁判については、従前は、実務に近い形態として、検察官役が持つ記録を証拠開示手続を通じて弁護人役に開示し、裁判官は予断排除の原則どおり記録は取調べ証拠のみ受け取るとの方法であった。しかし、記録教材を授業中で授受することができないため、捜査記録を最初に第1回授業前に全員に配布することとした。その意味では実務とは異なった方法で実施している。記録教材をデータで配布できるようになれば良いが、法務省からの貸与・要回収教材であるため、データ配布はためらわれている。

外部の法律事務所に学生を受け入れていただいての研修において、事務所に過度のご負担をかけない方法で、上記三密回避等の厳格な管理体制の実施をしていただくことが特に課題となっている。

今のところ、特に問題あるとは承知していません。(回答期間が短いこともあり、担当者に問い合わせることはしておりません)

④ 臨床法学教育の実施にあたり、特に課題となっていることがありますたらお書きください。

【記入件数:28件】

現時点では特にない。

先例もなく、手探り状態。文科省で基本方針(設置基準上も認証評価上も問題がないような方策)を示すべき。

特になし。

現時点では、細部の実施方針未確定のため、不明。

前期は不開講としたが、後期は開講予定であり、実施方法を模索している。

これからなので、まだよくわかりません。

やはり対面式でないと難しいと思っているので、緊急宣言が長引くと困る。

臨床法学教育では、特に、生身の人間同士が相対することによって学ぶことのできる事柄が多いと思われますが、オンラインではこうした性質の事柄を学ぶことが困難だと思います。

身体感覚での理解をどのようにして可能にするのか

法律相談(リーガルクリニック)について、オンラインで実施する場合、依頼者からオンラインで実施することについても重ねて承諾を得る必要があるが、それが困難なケースもあり得るため、臨床法学教育に適した事件を十分に確保できるかが課題となり得る。

例年学外の企業に協力を求めていたり法律相談について、オンラインで協力企業が協力していただけるのか、交渉が必要であると考えている。10月以降コロナウイルスの感染を収束できる場合には、秋学期(10月以降)に授業開講時期を変更することも選択肢として考えている。

オンラインの点を除けば、現状では特に課題はないと考えている。もっとも、将来的には、司法試験の在学中受験が実現した場合に、どのタイミングでどの程度の内容の模擬裁判を実施すべきかという課題が出てくるかもしれない。リーガルクリニックについても特に課題はないと考えている。エクスターんシップについては派遣先の確保(特に企業、自治体)が課題である。

上記③への回答と同様、法律事務所・会社法務部におけるオンラインでの臨床法学教育が可能か、教育効果を期待できるか。

春学期はやむを得ず不開講したが、今後秋学期以降もオンライン授業が継続する場合はどのような方法で実施できるかを検討する予定である。

秘匿性の高い資料をどのように配布(配信)するか。

本年度は学生がエクスターんシップを回避し、実施はなくなった。その他の課題等は今後検討の予定であ

る。
自治体の業務として行われる法律相談の場を利用してきていたが、ウィルス感染症の現況下で当該業務が中断し、授業運営に悩んでいる。
夏期休暇中、法律事務所においてエクスターントが予定されているが、法律事務所の受け入れが可能か否か、また、その体制が整っているか。
特にありません。
当初予定している授業内容を維持することができない可能性があるところ、どのような対象方法があるかを検討中である。
オンライン実施もできない場合、代替措置が必要になるが、その時期や内容をどうするか。
対面での授業等の実施が不可欠と判断しているが、特にリーガルクリニック等で一般相談者を募る場合に、どのような収束状況に至れば、相談者も受講生も教員もその感染防止の安全性をするとして授業準備にかかるといいのかの判断が難しい。
実施時期を繰り下げた場合であっても、学外の実習受入先から協力を得られるかが大きな課題である。
臨床法学教育をオンラインで実施すること自体が困難と感じている。また、オンラインで実施する場合のその実施体制をどのように確保するのかも重大な問題と感じている。
エクスターントシップなどは、夏休み期間中の実施を予定しているが、派遣先の協力が得られるか、また、前期の学期末試験の日程等他のスケジュールとの関係でどうなるかなども含め、実施が可能かどうか課題となっている。3年生の場合は、卒業に必要な単位との関係で特に影響が大きい。
臨床科目を必修としていることとの関係で、修了に不安を感じている学生に対して、正規な形で実施できなくても履修できるようにする旨の学生に対する約束を先行させざるを得なかつたこと。
エクスターントシップである。臨床科目とは、社会で実際に起こっている問題を題材にして法曹としての対応の仕方を身につける科目であり、エクスターントシップとは、「そのような対応の行われている職場（法律事務所、官公庁、自治体、企業法務等）に身を置いて研修を行う」ものとされている。そこで、リモートで行うことは、「身を置いて研修」ではないため、エクスターントシップの本質からはずれるのではないかと思われる。また、法律事務所では顧客等の守秘義務が厳重であり、オンラインで自宅（事務所の外部）にいる学生に記録を見せること自体不可能である。そこで、現時点では、エクスターントシップについては実施が難しいと考えている。
事情から、エクスターントシップの実施を断念するかどうかの瀬戸際にあるが、法科大学院生にとって実務経験を行う他に代えがたい機会であるため、在学中の受講可能性をなくす判断を回避すべきとも考えられ、苦慮している。
また、臨床法学教育が限定される場合には、3年次生が修了要件単位である選択必修科目の取得に困難を来たし、また、2年次生の履修計画に重大な影響を及ぼす（司法試験がより迫った3年次生での授業履修負担が重くなる）ため、臨床法学教育科目の予定通りの実施が大きな課題となっている。

2. 期末試験および成績評価の方法に関するご質問

(1) 期末試験はいつ頃実施するご予定ですか

*開始日の月で計算。

	期末試験の時期				
	6月中	7月中	8月中	その他	合計
度数	3	14	21	2	40
%	7.5%	35.0%	52.5%	5.0%	100.0%

他の記述: 12回の授業終了後に実施する、本来の意味での期末試験は行わない。

(2) 期末試験の実施方法は以下のいずれを予定されていますか(予定されているもの(現在検討中のものも含む)すべてにチェックを入れてください)

		該当	非該当	合計
Q2筆記試験	度数	29	11	40
	%	72.5%	27.5%	100.0%
Q2オンライン試験(小論文、レポート提出含む)	度数	33	7	40
	%	82.5%	17.5%	100.0%
Q2試験無し(授業中の課題で成績を付ける)	度数	16	24	40
	%	40.0%	60.0%	100.0%
Q2その他	度数	2	38	40
	%	5.0%	95.0%	100.0%

他の記述: 単位レポート、認証評価機関から認められるならばという前提条件つきで、期限を定めたレポート

(3) 期末試験の準備にあたり、特に課題となっていることがありましたらお書きください。

【記入件数:36 件】

時期が後ろにずれただけで特に課題はない。
授業担当者全員が、当初より、試験が実施できる場合とできない場合の双方を念頭に置いて、毎回の授業での評価を積み上げている。
対面式と同じ環境で定期試験を実施できないが、オンラインでの試験を実施しようとすると、リアルタイム授業と同じく、通信環境の不安定さが問題となる。
今後の状況が未確定なので、未だ検討にいたっていないが、筆記試験の場合の感染防止対策、オンラインの場合の試験の公正さの確保は最重要課題。
8月中旬までの現状が改善されることを前提としているが、前提が崩れれば再検討の必要がある。
本来は教室での期末試験を行うことが厳格な成績評価方法だろうと思いますが、時期的に難しいかもしれないため、他の手段によるとなると、厳格な成績評価を行えるかどうかが可能かどうかが悩ましいところである。
オンライン試験の場合、カンニング防止や通信障害による提出遅延への対処。
期末試験は実施しないことに決ましたが、その代替としてどのような手段によることが厳正な成績評価に繋がるのかが分からぬという課題があると思いました。
期末試験の時期に、何ができるのかが予測できない。
大学全体の決定により、学内での筆記試験を行うことができなくなったため、すべてオンライン試験としたが、本来と同様の評価ができるか難しい。

教場での期末試験を実施できるか、いつの時点で・どの要の基準で判断するか。

大学に学生が登校できない場合に、認証評価上、オンライン試験（オンラインで試験監督をし、学生は自宅で解答する形式）による評価は可能なのか、また、可能であれば、どのようなオンライン試験であれば、認証評価基準に適合する成績評価になるのか、現時点で不明なことが問題となっています。3ヶ月段階で認証評価機関に問い合わせても、①文部科学省の遠隔授業に関する基準と②従来の認証評価のガイドラインを提示されるのみで要領を得なかったところです。従来の認証評価基準は、緊急事態宣言などがない「平時」の状態を想定しているもので、コロナウイルスの感染リスクがある「有事」を想定してものではないと思います。認証評価機関には、（今後、コロナウイルスの感染が収束しない事態も想定して）期末試験について、どのようなオンライン試験が認証評価基準に適合するのか、具体的な要件を明示していただきたいと考えています。

仮に教室に集めて筆記試験を実施できる場合であっても、感染リスクへの危惧から一定数の追試申請があると想定される。その数が多い場合は、無理に筆記試験を実施しても、筆記試験と追試とを合わせて公正に成績評価するという別の課題が生じる。

オンライン試験で筆記試験を実施する場合における実施方法、試験監督の方法

法律基本科目のすべておよび多くの選択科目では、オンラインで筆記試験を実施する予定である。オンラインで実施する方法では、ZOOMで教員と学生とをつなぎ、学生の様子を教員が始終監督するとしても、カソニングを完全に防止することが困難である。そこで、本学としては、例えば、試験内容について、教材を見ただけでは解答することが難しいような問題を出題するなどし、それにより学生の法的思考力や問題解決力を図ると共に、知識力については、論述式とは別に、短答式や簡易記述式の問題を、時間を限定して出題するなどの方式によって図る。そして、短答式・簡易記述式および論述式問題と組み合わせることによって学生の総合的な力を多段階に評価するなどの工夫を各教員にお願いする予定である。

本来は、資料等を参照させないで試験を実施してきた科目を、レポート方式で代替しうるか。

オンライン試験の具体的な方法について

厳格な成績評価を行うには、対面式の筆記試験が必須であるという考え方もあり、また、本法科は少人数であるため、感染防止を徹底して対面の筆記試験を実施することも不可能ではないが、実施方法を確定するまでは、教員の側も複数の成績評価に対応できる準備、体制を整えながら授業を実施するという不透明さが課題といえる。また、筆記試験以外で実施する場合の成績評価方法については検討前であるが、変更や柔軟化の要否が課題である。

試験の厳格性の担保、試験会場にて大学が貸与する六法の使用。

対面で筆記試験の実施が可能か否か、可能な場合に適切な広さの教室が確保できるか、適切な間隔で席を配置できるか。

オンラインによる定期試験を実施するならば、その客観性、公平性を担保するための実施方法が課題となっている。

従来通りの試験を予定しており、特に課題は提起されていません。

期末試験実施予定時期における感染症流行の状況を見て、実施方法を最終的に判断する。仮に、筆記試験を実施する場合には、感染症対策をどのように講ずるか等を検討する必要があると考えている。

- ・学生、試験監督はもちろん、学生の家族や、地域住民への感染を回避しつつ大学での試験を実施することができるか。
- ・地域住民の反応など、大学で試験を実施することの社会的インパクトをどのように考えるか。

- ・オンラインでの筆記試験を行う場合、どのような方法で行うことができるか。
- ・オンラインでの筆記試験を行う場合、学生が他人から答えを教えてもらう可能性をどれだけ防ぐことができるか。

試験そのものの公正さを追求すればオンラインでの実施では不可能なので、オンラインで実施せざるを得ない場合に、何を使っても誰に相談しても、受験者自らの理解でしか論述できない問題をどう作成するかが課題。この試験問題はある意味で司法試験とも若干異なる法的思考力、論理的思考力や学修力の確認になりかねないので。

実施方法、成績評価方法。

通常の教室での筆記試験に代わる厳格な成績評価をいかに他の方法で担保するのかに困難を感じている。

集合型の筆記試験を行う場合に、どの科目について行うか、また、予定していた集合型の筆記試験ができないことになった場合、どのような代替策を講じるのか、課題となっている。さらに、期末試験に関し、どのタイミングで、どのような内容を受講者に発表すべきか、課題となっている。

オンライン試験を、如何にして、学生の学力判定を筆記試験に近いものにするか。

(感染予防対策は充実させたうえで)学生を集合させて試験を行うことが適切か否か。

- ・TKCのレポート課題機能を使い、時間を区切った形で実施する予定であるが、どうしても文献をみたりすることができてしまうので、そうされても良いような問題(それでも実力が測定できる問題)を作成する必要があること。
- ・教員によっては、参考可能な資料を六法(判例付き可)に限って試験を行うことを考えているが、公平性、公正さが担保できるか、教員自身疑問を持っているようである。

レポート試験全般について、図書室を含む法科大学院の施設に対して学生の立入が原則禁止されており、レポート課題の調査に必要な資料を閲覧させることに限界がある。また、法律基本科目について、レポート試験により、筆記試験と同等の厳格な成績評価を行うことができるか否かについて、教員間の意見交換を進める一方で、レポート試験では成績評価に問題が残るとする見方に備えるために、筆記試験に近づけたオンライン試験を、合理的な範囲に不正行為の危険を抑止しつつ安定的に実施する方法を検討しているが、確証が得られていない。

- ・ 実地に参集しての筆記試験が実施できないおそれが高いこと(期末試験期間の時点において新型コロナ感染症拡大のリスクのみの観点からは筆記試験を実施可能な状況となることがありうる。しかしながら、前期の授業開講時に、県境をまたぐ移動の自粛を要請し、キャンパスへの登校を求めておらず、また新入生に対しては総長名義で＊＊＊(大学所在地)への転居を見合わせるような依頼をしてきたという経緯に照らし、短期間の事前告知により対面式での期末試験を行うことはできない)。
- ・ オンライン式で実施する場合に、適正な能力の反映、なりすましの防止、通信環境等を考慮しての公平の確保等を実現できる方法を見いだし難いこと。
- ・自粛要請や対面授業見合わせ措置の解除によることになるので、先の判断が見えづらい。
- ・仮に教室での試験を実施する場合に、密集状態を回避するために教室を確保することが可能かどうか

例年通りの筆記試験の場合、教室のキャパシティ上3密を防ぐことが困難なため、筆記試験科目は5月中旬時点では必修・選択必修科目にしぶり、1日1科目(2科目以上の場合は午後)とし、学生が学内に長時間滞在をしないように時間割を配置できるよう調整が必要。そのため、可能な限り現行の定期試験期間中に試験を終えられるよう、必修・選択必修科目の中から、筆記試験以外の選択(レポート評価、平常評価)を促

す必要がある。また、6月中旬時点で筆記試験実施が困難な状況となった場合は、オンライン実施に切り替えるため、代替案について検討が必要である。
昼間の学生と、夜間の学生間の試験日時の調整。

(4)成績評価の方法を変更することが検討または決定されていますか。検討または決定されている場合、その内容について、ご回答ください(例えば、「合否のみの評価とする予定)など)。

期末試験の成績評価について	度数	%
成績評価の方法を変更することが検討または決定されていない。	22	55.0%
成績評価の方法を変更することが検討または決定されている。	18	45.0%
合計	40	100.0%

「変更することが検討または決定されている」場合の具体的な記述:【記入件数20件】

平常点やレポートで評価する科目を増やした。
レポートを複数回課す等して、各科目的レポート課題提示時期が集中しないようにすること等。
科目に応じ、評価方法の配点などの変更を行い、シラバスシステム上に明示する程度しか決まっていない。
変更があり得ることを告知済み。変更の内容については、未決定。
厳格な評価といつても、相対評価でもあるので、作問の工夫で実力を測る様にする予定。
期末試験を実施しないことに決定しました。
成績分布割合を厳密に遵守するよう求めない
上記のように、レポート試験となつたため、レポート試験と平常点(小テストなど)の割合変更を受け付けた。
中間試験については実施しないことが決定したため、成績評価の要素から中間試験を除外することとなる。期末試験が実施できない場合には、レポート、小テスト、授業時の課題、出欠状況等に基づき判断することとなるが、一部の科目については合否のみの評価とすることについて、その許容性も含め検討している。
現時点では定期試験を実施する予定としている。しかし、①遠隔講義を実施する中で、それ以外の成績評価の方法に係る試行をしてもらう一方、②定期試験の実施可能性についても一定の時期で見切り判断をして、最終的に成績評価の方法の変更が必要であればそうする、という方針である。
選択科目で定期試験実施を予定していた科目について、担当教員が希望する場合は、定期試験に代えて授業時間中または授業時間外でのレポートや即日起案課題を課すことを認めたとした。その場合も合否のみの評価とはせず、厳格な多段階評価を行うものとする。
上記のとおり、本来の意味での期末試験にはよらないで成績評価を行うこととした。
成績評価の変更を行う場合は、教員が予め学生へTKC等にて周知した上で、事務局にて変更一覧表を作成する。又は既存のシラバスへ変更点が分かるように追記し、改定版を作成する
本大学院では、期末試験のほかに、中間試験を課す科目もあるが、これをレポートの提出に代え、その内容を評価する方法に変えた。
成績評価の方法は、基本的には変更しないことにしています。ただし、平常点(小テストやレポートなど)については、それらの実施時期等を変更することはあります。

従来筆記試験を前提としている成績評価割合を維持できるかを検討している。
進級判定対象科目とそれ以外で成績評価の方法をかえることが検討されている。
筆記試験と同じように相対評価を行うことができないことが懸念され、検討中の試験方法に連動して評価方法を臨時に変更することが検討課題の一つである。
現在、期末試験を実施しないことを前提にした評価への変更が可能か、その際平常点の割合をどのように設定することが可能か、検討中
春学期授業については、すべてオンライン授業での実施とすることが決定した。それにともない、全科目において成績評価方法(定期試験実施方法含む)の変更を5月中に決定し、学生に通知を行う。具体的な変更内容については、5月下旬のカリキュラム委員会にて懇談予定である。

3. 入学試験に関するご質問

- (1) 入学試験はいつ頃実施するご予定ですか(複数回ご予定の場合は、最も早い時期をお書きください。)(記述式回答)

* 最も早い時期の入学試験開始日で計算。

	入試の時期							募集停止により実施しない
	6月中	7月中	8月中	9月中	10月以降	検討中	合計	
度数	1	2	12	9	7	1	32	7
%	3.1%	6.3%	37.5%	28.1%	21.9%	3.1%	100.0%	(全体の) 17.9%

- (2) 入学試験の実施方法は、以下のいずれを予定されていますか(予定されているもの(現在検討中のものも含む)すべてにチェックを入れてください)

		該当	非該当	合計
筆記試験	度数	31	2	33
	%	93.9%	6.1%	100.0%
対面式での面接試験	度数	23	10	33
	%	69.7%	30.3%	100.0%
オンラインでの筆記試験	度数	7	26	33
	%	21.2%	78.8%	100.0%
オンラインでの面接試験	度数	9	24	33
	%	27.3%	72.7%	100.0%
書類審査	度数	6	27	33
	%	18.2%	81.8%	100.0%
その他	度数	3	30	33
	%	9.1%	90.9%	100.0%

その他の具体的記述: 検討中で結論が出ていない(5月20日頃決定)、現時点では筆記試験を予定しているが、募集要項の確定までには他の方法を検討して、上記選択肢のような方法による可能性を留保している、現段階では詳細は未定である。

(3) 入学試験の準備にあたり、特に課題となっていることがありますたらお書きください。

【記入件数:30 件】

感染防止対策。
9月入試が予定通り実施できるか未定。
対面での筆記試験や面接は、それ自体新型コロナウィルスへの感染のリスクを高めるため、避ける必要がある。採点時も筆記試験では教員同士が密集の環境になり、不適切。
期末試験同様、集合型筆記試験の感染防止対策と、オンライン筆記試験の場合の公正さの確保。
入学試験の時期までに現状が改善されなければ、入学試験を延期または中止。
定員を減らしたため、実施教室には余裕があるが、現実に実施できる時期が問題である。
オンラインは、問題流出やカンニングのおそれがあること、時間の厳守が難しいこと。
新型コロナウィルス感染症感染防止のために、どのような対応策を採るべきかが悩ましいところであり、例えば密集を避けようとすれば、教室を通常以上に数多く手配したり、それに伴い監督員の人数を増やすなどの対応が必要になります。そこで、十分な設備や人員の確保が可能かどうか、費用が貰えるかなどの問題が極めて大きな問題となります。
オンラインでの入試選抜方法の検討。特に、厳格かつ公平に入試を実施できるのか？
会場に集合しての筆記試験を実施できる状況にない場合、試験の実施時期自体を変更することもあり得るが、その判断にあたり、司法試験がいつ実施されるのかが一つの指標となり得るが、今のところその点について明らかではないため、入試の延期の要否について判断をすることができないでいる。
既修者認定試験(法学専門試験)で、筆記試験を課さない、ということは認められるのでしょうか(もちろん、その場合にどのようにして既修者認定をするのか、ということ自体、問題となります)。
集合試験が可能となれば、予定通り集合での筆記および面接試験を実施する予定であるが、そうでなければオンラインでの筆記および面接試験を検討する予定である。オンラインでの筆記試験については、オンラインでの定期試験同様、カンニングを完全に阻止することが不可能であるため、今後実施方法を検討する。
中止となった前期日程試験は大学所在地以外でも実施する予定であったので、通常は大学所在地のみで実施している後期入試の会場を複数化するかどうか(場所の確保の可能性も含めて)。
7月実施のためには、とにかく早急に決める必要があり、判断の内容と時期の見極めが喫緊の課題である。
予定どおりの日程で実施できるか、特に筆記試験における感染防止対策。
オンラインでの試験については、客観性・公正さを担保する方法が検討課題である。
現時点では特に課題は提起されていません。
どのような課題があるかは現在検討中。
・オンラインで口述試験を行う場合に、不正防止策の講じ方を含め、どのようにして受験者の公平性を確保するか。
・入試の実施方法に今後変更があり得ることを前提にした募集要項の記載方法
・入試説明会の実施の可否、方法
会場での受験が学修レベルを見るには最善であると考えるが、会場における感染防止対策、会場までの交通機関等の利用に対する配慮、試験中に感染を疑わせる症状が発症した場合への対応(教員等も含めた安全策)など。

入学試験の実施。
通例の教室での筆記試験を実施できるかどうかに大きな危惧を抱いている。
実施できなかった場合の代替策をどうするか、課題となっている。
面接はオンラインでも代替可能だが、感染予防を徹底しつつ筆記試験を行うことがどこまで実現可能なのか、不明。
(感染予防対策を充実させたうえで)学生を集合させて試験を行うことが適切か否か。
法律試験の実施は、遠隔で実施する場合の問題の作成が非常に困難であると考えられること。とくに既修認定した根拠を説明できるだけの問題・答案とはどのようなものか、想定しづらい。
<ul style="list-style-type: none"> ・8月末の前期試験を予定通り集合形態の方法で行うことができるか、その判断をいつの時点で行うか、そのための入試広報をどのように実施するか。 ・集合形態での実施が不可能な場合に、それに替わるオンライン試験をどのような方法で行うか、とくに既修者認定をどのような方法で行うことができるか。 ・オンライン試験が十分にできない場合において、入試の実施時期を変更するかどうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・8月中旬の入学者選抜において筆記試験を実施できないのであれば、来年度に迫る特別選抜入試の「五年一貫型選抜」の方法を参考して、提出書類等のみに基づいた選抜を(募集人員等を調整の上)試験的に実施する可能性を検討したかった。しかしながら、認証評価基準等に照らして許容されないことが懸念され、本年度、緊急措置としてあっても論述式試験なしに既修者も含んだ入学試験を実施することについては、検討の余地さえないものと思われた。 ・筆記試験方式を予定している入試の中止をするか、いつ判断するか、さらに、実施する場合に感染症防止対策をどのように行うか(入試業務に従事する教職員及び受験生の県境を越える移動の評価と対策を含む)が課題となっている。
東京会場での試験実施。
春学期入試広報がほとんどできない中での実施となることによる受験者数確保の懸念、試験時の感染防止対策(筆記試験教室の座席配置など)、地方会場の確保、政府・大学の方針を受けての研究科判断となるため、確定情報の周知が出願期間直前となる。

4. 新型コロナウイルス感染症問題への対応で、現時点で貴法科大学院において最も困難を感じていることは何でしょうか。

【記入件数:37 件】

今後の見通しが立たないこと。
対面の講義が実施できず、学生指導が十分できないまま。
エクスターンシップ等、対面でないと実施が困難な授業が、実施を延期しても実施可能となるかが全く予測できること。入試も然り。
遠隔授業実施に伴う各種情報機材、データベースに関する費用負担の問題。
対面授業ができず、不効率な指導しかできない。
学部と異なり、学生の通信環境や経済状況は学部ほど切実ではなさそうである。しかし、オンラインでは、学生の集中力や緊張感を維持していくのが難しいと思われる。
学生の学力の日々の状態を図ることが難しいこと。緊張感を保ち続けさせること。
果たしてオンライン授業によって十分な教育効果が上げられるか、という点に困難を感じています。

入試、入試説明会などの実施。認証評価基準を遵守すること。
学生の学習場所がないこと(大学封鎖のため)。
遠隔授業。
入試の実施時期の変更の要否の判断、春学期の成績評価のあり方、法曹コースにおける科目の成績評価のあり方、および司法試験の受験を控えた修了生へのサポート。
学生が資料を利用するため、図書館や資料室を利用して、自由に調査・研究ができないことです。
成績評価の方法、エクスター・シップ先の確保、入試の方法。
大学院生がキャンパスに入れないと伴う諸問題。特に、厳格な成績評価を要する中間試験・期末試験の実施方法。
当初は学生の通信環境整備の把握と環境整備困難な学生のバックアップが最も困難であった。今後はプリンターを所持していない学生が多いため、定期試験等に向けての対応を苦慮している。
本来の対面方式によらずに授業を実施することによる教育効果。学生の学修に対するモチベーションの維持。
学生の学修環境(図書室や自習室の利用)の確保、学生のメンタルのケアなど。
司法試験実施の状況が不明確で受験予定者への情報提供や支援が滞っていること。
本法科は在学生との距離が近く様々な場面で多様な相談事などのやりとりが対面で行われていたが、施設利用もできない中で、真に協力を求めたいであろう学生の存在がわかりにくい点。
学生の指導に必要な学修状況の把握が制約されること。
教職員、学生の罹患リスクの低減。司法試験を受験する研修生への支援。
・各種会議の実施方法
・大学による経済的学生支援の影響で、法科大学院の予算が減る可能性がある。
・その他、授業や入試については様々な困難を感じているが、それらについては記述の通り。
院生の学修環境が制約されていること、授業準備に要する時間が増えていること、学生の学モチベーションの維持、アドバイザーによる指導が対面式で行えないこと、など。
当初、学生の受信環境が心配されましたが、学生にアンケートを実施し、環境が悪い学生に対しては、本法科大学院出身の弁護士組織がサポートすることにより解決しました。授業の再開については、本日(5月15日)に全学の方針が決定される予定であり、それに沿って法科大学院の授業も検討することになります。
大学構内への立入りが制限されているので、学生がアクセスすることのできる資料に限りがあり、授業に当たり、予・復習が十分に効果を上げているか疑問に思われることがある。
緊急事態宣言解除後の対処方法を現在検討中。とくに教室のほか、自習施設の設備、ルール等をどのようにするかが課題となるものと考えられる。
現状では感染状況が収束すれば活動が再開するでしょうが、終息するのでなければ感染のリスクを高めずに通学させ授業を受講させることを確保するか、この間、学生に対するさまざまなフォローを行っているが、面談でも対面ではなく機器を通じる限りでは、カメラを意識し距離感を感じた態度のなかで学生の状況判断が難しく、対面式授業等の実施に向けたあるいはその実施に際しての学修指導のありようが課題である。アフターコロナにおける学生・修了生等へのさまざまなフォローをどうプランニングするかが早急に求められているものの、対象である学生のリアルな状況がしっかりとつかみ切れていないことが悩ましいところです。
入学試験の実施。

オンライン授業での教育効果をどのように確保し、評価するのか、図書館の利用が制限されている中で、学生の主体的な学習姿勢をどのように確保するのか、とりわけ入学試験の実施が予定通り可能となるのかどうか、多くの危惧がある。
受講生のPC環境を整えること、学期末試験の実施、厳格な成績評価。
自習室やローライブラーなどの、学習環境の整備。
15回の授業回数をどのように確保するか。
厳格かつ公平な成績評価の実施や入試選抜の実施が困難であること。
<ul style="list-style-type: none"> 入学試験及び定期試験において、現在のところ集合形態による筆記試験を実施する可能性の判断がきわめて困難であること、また集合形式による筆記試験が実施できない場合の代替的方法について、厳格な評価を実施する必要があることとの関係で、どのように厳格性を担保するかがもっとも悩ましい問題である。 また、成績評価との関係では、レポートの提出による成績評価を実施した場合に、学生に対してどのように参考資料を提供するかも課題となっている。図書の貸し出し、資料の提供等については、便宜を図ることを検討しているが、従来の図書室利用のように、図書館が本来持っているブラウズ機能を提供することができない場合に、レポートの基礎となる参考文献の収集を可能とするかが問題となると考えている。 入学試験との関係では、実施時期の変更・決定、実施の方法によっては(面接を大幅に取り入れる場合等)実施の期間、受験生との連絡方法について種々の困難が予想されている。 加えて、とりわけ新入学生の横のつながりを確保することが困難であることについても困難を感じている。 修了した学生で司法試験の受験を控えている者については、司法試験実施時期が未確定であるために、経済的負担の増加、精神的な苦痛やモチベーションの低下なども研究科の課題と受け止めている。
<ul style="list-style-type: none"> 臨床系科目を実施し、学生にできる限り予定通りの履修計画を実現させること。 大量のレジュメ配付や今後の定期試験の実施を展望した場合に、今もって全学生の端末及び通信環境が十分であるとは言い難いこと。 新型コロナ感染症拡大のリスクのみの観点からは可能と考えられる事項であっても、学生の転居負担等を考慮し、その実施の適否等を判断する必要があること。
オンライン授業の長期化により、学生の様子が伺えないためメンタルヘルスを懸念する声が教員より上がっている。また学生間(特に新入生)の交流が途絶えてしまっているため、対策を検討している。同時に司法試験を目指す修了生へのサポートも求められているが、まだ具体的な対応までには至っていない。
オンライン授業では、双方向授業の実施に限界があること。

5. その他、法科大学院協会への、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

【記入件数:17件】

本年の司法試験が実施できるのか、実施するとしても何時か、早期に明らかにするように法務省等へ申し入れること。
こういったアンケートを複数回実施するより、共通到達度確認試験をオンラインで実施可能にするなど、現在の状況から予想される事態(共通到達度確認試験がキャンパスの閉鎖時にあたり対面で実施できない等)に対してどのように対処するかを、協会として示して頂きたい。意見を聴取するだけでなく、協会としての見解をまず示すべきではないか。

法科大学院協会として、法科大学院への財政的支援をぜひ関係各所に訴えていただきたい。

入試に関しては、緊急宣言状態が続いても、できれば文科省にお願いし社会にも呼びかけて、学生が来校して実施できるように協力を依頼してほしい。司法試験の時期について学生さんに不利にならないよう、早めの告知をお願いしてほしい。また、本学のような3+2の政策に関わらない大学でも在学中受験を認められるのか、早めに指針を出すよう、文科省などに呼び掛けてほしい。いろいろお手数おかげいたしましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

認証評価基準を弾力的に運用することは不可避だが、恣意的な運用に墮さないような申し合わせなどの策定をお願いしたい。

・司法試験の実施時期について、(検討状況などの情報開示を含め)できるだけ早く明らかにするよう、法務省に強く働きかけていただきたい。

・法曹コース科目の成績評価については「(筆記試験を前提とした)厳格な成績評価」が求められているが、特に学部においてはこれを維持することは困難な状況にあるため(すでに、春学期については原則的に P/O 評価によることを検討している学部もある)、柔軟な対応(柔軟な成績評価の許容、特別選抜における GPA 評価等について認定申請と異なる方式によることの許容)を許容するよう文科省に申し入れをしていただきたい。

期末試験の在り方に悩んでいます。他方、認証評価基準の関係から、成績評価の基準を現時点で変更すること(例:すべて平常点で採点するなど)もできないところです。他校も同様に悩んでいると思います。法科大学院協会の先生方にはお手数をかけますが、今回のアンケート結果をお取りまとめの上、認証評価機関に、コロナウイルス感染対策を踏まえた期末試験の在り方について、統一的な基準や要件を提示するように働きかけていただければ幸甚です。

3.(3)とも関連しますが、現在の学部 2 年生の前期(または第 1・2 クオーター)に配当された法曹コースの必修科目(既修認定の対象となる法律基本科目)で定期試験を実施しない、ということはそもそも認められるのか、という点について、文科に確認をお願いできれば。

また、学生間の自主ゼミ、また、課外の学習支援(弁護士によるゼミ)の機会の確保についても、各法科大学院でどのような工夫をしているか、情報共有できれば助かります。本学では、学生間の自主ゼミについては Zoom で学修室を設けて学生の自主ゼミ実施できるようにしていますが、十分な機会を提供できていないようですので。

同様に、修了生に対してどこまでの配慮をすべきか、という点についても、情報共有できれば助かります。

2020 年の司法試験実施をめぐる検討状況について情報提供をお願いします。

司法試験実施時期が早く決定・公表されるよう、引き続き働きかけをよろしくお願いします。

本年度の司法試験が、いつ、どのようなかたちで実施されるのか、未決定のため、受験を控えた修了生たちが精神的・経済的に苦しい立場に置かれている。司法試験委員会に、できる限り早めに決定するよう要請して欲しい。

このような情報共有の機会を設けていただくことには心より感謝申し上げます。

各法科大学院の取り組みについて情報提供をお願いします。

貴協会が、数次にわたり意見の集約、アンケートの実施をしていただいたことには、心より御礼申し上げます。

このたび、多くの大学院は共通の問題を抱えているものと考えられます。貴協会がそれを集約して文科

省、第三者評価機関との情報交換を密にすることで、円滑かつ合理的な法科大学院運営について大方の賛同を得た選択肢が明示するための中心となつていただくことを願つて止みません。

上記の他、連携先の学部法曹コースにおける定期試験の実施方法が大きな課題となっている。ウォーター制を探る大学では既にオンライン式試験の実施が学生に対して告知され、又は現に実施されており(成績評価という重大事項に関わるため、早めの情報提供が要請されることも考慮されてのこと)、各大学の学部における実情を最大限尊重し、かつ、法曹コースの学生に生じる不利益が最小限に抑えられるよう、関係機関等への働きかけをお願いしたい。また、参考方式の筆記試験ができない場合の試験方法について、会員校相互の情報共有を図ることができるとありがたい。

取りまとめいただき誠にありがとうございます。また前回のアンケートについては、不手際により期日までに回答がかなわず申し訳ございませんでした。各法科大学院で課題となっている事項について、このような形で情報共有いただけますと大変ありがとうございます。今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上